

ブラジル
産業財産法

2021年9月2日法律No.14, 200にて改正された1996年5月14日法律No.9.279

目次

序

第1条
第2条
第3条
第4条
第5条

第1編 特許

第1章 所有権

第6条
第7条

第2章 特許性

第1節 特許を受けることができる発明及び実用新案

第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条

第2節 優先権

第16条
第17条

第3節 特許を受けることができない発明及び実用新案

第18条

第3章 特許出願

第1節 出願
第19条

第20条

第21条

第2節 出願の条件

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第3節 出願の処理及び審査

第30条

第31条

第32条

第33条

第34条

第35条

第36条

第37条

第4章 特許の付与及び存続期間

第1節 特許の付与

第38条

第39条

第2節 特許存続期間

第40条

第5章 特許によって付与される保護

第1節 権利

第41条

第42条

第43条

第44条

第2節 先使用者

第45条

第6章 特許の無効

第1節 総則

第46条

第47条

第48条

第49条

第2節 行政上の無効手続

第50条

第51条

第52条

第53条

第54条

第55条

第3節 無効訴訟

第56条

第57条

第7章 譲渡及び登録

第58条

第59条

第60条

第8章 ライセンス

第1節 任意ライセンス

第61条

第62条

第63条

第2節 ライセンス許諾

第64条

第65条

第66条

第67条

第3節 強制ライセンス

第68条

第69条

第70条

第71条

第71A条

第72条

第73条

第74条

第9章 国防上の利害に係わる特許

第75条

第10章 発明の追加証明書

第76条

第77条

第11章 特許の消滅

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第12章 年次手数料

第84条

第85条

第86条

第13章 回復

第87条

第14章 従業者又は役務提供者が創作した発明及び実用新案

第88条

第89条

第90条

第91条

第92条

第93条

第2編 意匠

第1章 所有権

第94条

第2章 登録性

第1節 登録を受けることができる意匠

第95条

第96条

第97条

第98条

第2節 優先権

第99条

第3節 登録を受けることができない意匠

第100条

第3章 登録出願

第1節 出願

第101条

第102条

第103条

第2節 出願条件

第104条

第105条

第3節 出願の処理及び審査

第106条

第4章 登録の付与及び存続期間

第107条

第108条

第5章 登録によって付与される保護

第109条

第110条

第6章 実体審査

第111条

第7章 登録の無効

第1節 通則

第112条

第2節 行政上の無効手続

第113条

第114条

第115条

第116条

第117条

第3節 無効手続

第118条

第8章 登録の消滅

第119条

第9章 5年期間手数料

第120条

第10章 最終規定

第121条

第3編 標章

第1章 登録性

第1節 標章登録を受けることができる標識

第122条

第123条

第2節 標章として登録を受けることができない標識

第124条

第3節 著名標章

第125条

第4節 周知標章

第126条

第2章 優先権

第127条

第3章 登録出願人

第128条

第4章 標章に関する権利

第1節 取得

第129条

第2節 登録によって付与される保護

第130条

第131条

第132条

第5章 存続期間，譲渡及び登録

第1節 存続期間

第133条

第2節 譲渡

第134条

第135条

第3節 登録

第136条

第137条

第138条

第4節 ライセンス

第139条

第140条

第141条

第6章 権利の喪失

第142条

第143条

第144条

第145条

第146条

第7章 団体標章及び証明標章

第147条

第148条

第149条

第150条

第151条

第152条

第153条

第154条

第8章 出願

第155条

第156条

第157条

第9章 審査

第158条

第159条

第160条

第10章 登録証の交付

第161条

第162条

第163条

第164条

第11章 登録の無効

第1節 通則

第165条

第166条

第167条

第2節 行政上の無効手続

第168条

第169条

第170条

第171条

第172条

第3節 無効訴訟

第173条

第174条

第175条

第4編 地理的表示

第176条

第177条

第178条

第179条

第180条

第181条

第182条

第5編 産業財産権の侵害

第1章 特許又は実用新案の侵害

第183条

第184条

第185条

第186条

第2章 意匠侵害

第187条

第188条

第3章 標章侵害

第189条

第190条

第4章 標章，企業名及び広告標識による侵害

第191条

第5章 地理的表示及びその他の表示の侵害

第192条

第193条

第194条

第6章 不正競争の罪

第195条

第7章 通則

第196条

第197条

第198条

第199条

第200条

第201条

第202条

第203条

第204条

第205条

第206条

第207条

第208条

第209条

第210条

第6編 技術移転及びフランチャイズ

第211条

第7編 通則

第1章 審判請求

第212条

第213条

第214条

第215条

第2章 当事者による手続

第216条

第217条

第218条

第219条

第220条

第3章 期限

第221条

第222条

第223条

第224条

第4章 期限

第225条

第5章 INPIの行為

第226条

第6章 分類

第227条

第7章 手数料

第228条

第8編 経過規定及び最終規定

第229条

第229A条

第229B条

第229C条 廃止

第230条

第231条

第232条

第233条

第234条

第235条

第236条

第237条

第238条

第239条

第240条

第241条

第242条

第243条

第244条

序

第1条

本法は、産業財産権に関する権利及び義務を定める。

第2条

産業財産権に関する権利保護は、ブラジルの社会的利益並びに技術及び経済発展を考慮し、次の方法によって与えられる。

- (I) 発明特許及び実用新案特許の付与
- (II) 工業意匠(以下「意匠」と略称する)登録の付与
- (III) 標章登録の付与
- (IV) 虚偽の地理的表示の防止、及び
- (V) 不正競争の防止

第3条

本法の規定は、次のものに対しても適用される。

- (I) ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定によって保証されている保護を有する者が、海外における先の特許又は登録に関してブラジルにおいてする出願、及び
- (II) ブラジル国民又はブラジル国内に住所を有する者に対して相互主義による同一又は同等の権利を保証する国の国民又は当該国に住所を有する者。

第4条

ブラジル国内において効力を有する条約の規定は、ブラジル国民又はブラジルに住所を有している自然人及び法人に同等に適用される。

第5条

法律の適用上、産業財産権は動産とみなされる。

第1編 特許

第1章 所有権

第6条

発明又は実用新案の創作者には，本法に定めた条件に基づき，その者に所有権を保証する特許を取得する権利が与えられる。

- (1) 反証が挙げられた場合を除き，出願人は，特許を取得するための権利を有しているものと推定される。
- (2) 特許出願は，創作者自身，創作者の相続人若しくは承継人，譲受人，又は本法又は雇用契約若しくは役務提供契約によって所有者と定められる者が行うことができる。
- (3) 2以上の者が共同して創作した発明又は実用新案の場合は，特許を取得する権利は，それら全員又はそれらの内の何れかの者が，それぞれの者の権利を保証するために，他の者の名称を表示し，かつ，特定することによって行うことができる。
- (4) 創作者については，その名称を表示して特定するものとするが，ただし，創作者は，自身が創作者であることを表示しないよう請求することができる。

第7条

2以上の者が，独立して同一の発明又は実用新案を創出した場合は，特許を受ける権利は，発明又は創出をした日に拘りなく，最先の出願日を証明した者に与えられる。

補項 先の出願が何らの効力も生じることなく取り下げられた場合は，その直後の出願に優先権が与えられる。

第2章 特許性

第1節 特許を受けることができる発明及び実用新案

第8条

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる。

第9条

実用物品又はその一部は、それが産業上の利用可能性を有し、その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有し、かつ、進歩性を有している場合は、実用新案として特許を受けることができる。

第10条

次の事項は、発明又は実用新案とみなされない。

- (I) 発見、科学の理論及び数学の方法
- (II) 純粹に抽象的な概念
- (III) 商業、会計、財務、教育、出版、宝くじ又は財政力の仕組み、計画、原則又は方法
- (IV) 文学、建築、美術及び科学の著作物、又は審美的創作物
- (V) コンピュータ・プログラムそれ自体
- (VI) 情報の提供
- (VII) ゲームの規則
- (VIII) 人体又は動物に用いられる手術のための又は外科的な技術及び治療又は診断の方法、及び
- (IX) 自然の生物の全部又は一部、自然界において発見又はそこから分離された場合に、自然の生物のゲノム又は染色体と遺伝子を含む胚細胞の原形質を含む生物学的材料及び自然の生物学的的方法

第11条

発明及び実用新案は、技術水準に含まれない場合は、新規であるとみなされる。

- (1) 技術水準は、文書又は口頭による説明、使用その他の方法により、特許出願日前にブラジル又は外国において、公衆の利用に供されていたすべてのものを含む。ただし、第12条、第16条及び第17条の規定を損なうものでない。
- (2) 新規性判断の目的上、ブラジルにおいて出願されており、いまだ公開されていない出願の全内容は、それが後において公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準であるとみなされる。
- (3) 前項の規定は、ブラジルでの国内手続が行われることを条件として、ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づいて行われた国際特許出願にも適用される。

第12条

発明又は実用新案の開示は、その特許出願の出願日又は優先日前12月間に、次の者によってなされた場合は、技術水準の一部であるとみなされない。

(I) 発明者によるもの

(II) 国家産業財産庁(以下「INPI」と略称する)によるものであって、発明者から取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願を公開したことによるもの、又は

(III) 第三者によるものであって、発明者から直接若しくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として生じたもの。

補項 INPIは、規則に定めた条件に基づき、発明者に対し、証拠添付の有無に拘らず、開示に関する宣言書を提出するよう要求することができる。

第13条

発明は、技術水準を考慮したときに当該技術分野における熟練者にとって明白又は自明でないときは、進歩性を有するとみなされる。

第14条

実用新案は、技術水準を考慮したときに当該技術分野における熟練者にとって一般的又は通常でないときは、進歩性を有するとみなされる。

第15条

発明及び実用新案は、如何なる種類の産業においても、使用又は生産され得る場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

第2節 優先権

第16条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が保証されるものとし、当該出願は、前記の期間内に生じた事実によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。

(1) 優先権主張は出願時に行わなければならないが、また、当該主張は60日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。

(2) 優先権の主張は、原出願国が交付した適切な書類であって、出願番号、出願日、名称、明細書、並びに存在する場合は、クレーム及び図面を含むものによって証明しなければならないが、当該書類には、出願に関する識別情報を含む出願証明書又は同等の書類の簡単な翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の内容については、出願人が全面的に責任を負う。

(3) 証拠書類は、出願時に提出しなかったときは、出願日から180日以内に提出しなければならない。

(4) ブラジル国内において効力を有する条約に基づいてされた国際出願の場合は、(2)にいう翻訳文は、国内手続の開始日から60日以内に提出しなければならない。

(5) ブラジルにおいてされた出願が、原出願国の出願書類をすべて含む場合は、出願人は前記簡単な翻訳文に代え、その趣旨の宣言書を提出することができる。

(6) 優先権が譲渡によって取得されている場合は、その関係書類は、出願日から180日以

内、国内手続の開始の場合、当該開始日から60日以内に提出しなければならないが、原出願国における領事認証は求められない。

(7) 本条に定めた期限内に証拠を提出しなかった場合は、優先権は消滅する。

(8) 優先権の主張を伴ってされた出願の場合は、早期公開の請求には、優先権証明書を添付しなければならない。

第17条

発明特許又は実用新案の出願であって、優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、いまだ公開されていない場合、同一の出願人又は承継人が、1年以内に、同一の主題についてブラジルで行う後の出願に対して、優先権が保証される。

(1) 優先権は、先の出願に開示された主題についてのみ認められるものとし、追加された新たな内容には及ばない。

(2) 係属中の先の出願は、最終的に取り下げられたとみなされる。

(3) 先の出願の分割から生じた特許出願は、優先権主張の基礎とすることができない。

第3節 特許を受けることができない発明及び実用新案

第18条

次のものは、特許を受けることができない。

(I) 道徳、善良の風俗、並びに公共の安全、公の秩序及び公衆の衛生に反するもの

(II) 原子核変換から生じるすべての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得又は変態のための方法

(III) 生物の全体又は一部。ただし、第8条に規定した特許を受けるための3要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たし、かつ、単なる発見ではない遺伝子組み替え微生物を除く。

補項 本法の規定の適用上、遺伝子組み換え微生物とは、植物又は動物の全体又は一部を除き、遺伝子構成への直接の人的介入により、自然の状態では種が、通常、到達し得ない特性を示す有機体をいう。

第3章 特許出願

第1節 出願

第19条

特許出願書類には、INPIが定めた条件に従い、次のものを含めなければならない。

- (I) 願書
- (II) 明細書
- (III) クレーム
- (IV) 図面(必要な場合)
- (V) 要約書, 及び
- (VI) 出願手数料の納付証明書

第20条

出願書類が提出されたときは、方式に係る予備審査が行われ、かつ、書類が適切に作成されていると認められたときは、記録されて、その提出日が出願日とみなされる。

第21条

出願書類が、第19条の方式要件の規定を満たしていないが、対象、出願人及び発明者に関する事項を含んでいる場合は、30日以内に満たすべき要件を定めた日付入りの受領証と引き替えに、それをINPIに提出することができる。INPIは、要件が満たされなかったときは、書類を返却し又は出願を却下する。

補項 要件が満たされたときは、当該出願は前記の受領日にされたものとみなされる。

第2節 出願の条件

第22条

発明特許出願は、単一の発明、又は単一の発明概念を形成するように相互に関連した一群の発明に係わるものでなければならない。

第23条

実用新案出願は、単一の主たる新案に係わるものでなければならないが、当該新案には、その対象の技術・機能的及び材質的単一性が維持されることを条件として、複数の異なる追加要素又は構造的若しくは形態的変形を含めることができる。

第24条

明細書には出願の対象を、当該技術の熟練者が実施及び指示可能となる程度に明確かつ十分に記載しなければならないが、該当する場合は、それを実行するための最善の方法を表示しなければならない。

補項 出願の対象の実施にとって不可欠である生物学的材料が、本条に規定する様式で記載をすることができず、かつ、公衆が入手することのできないものである場合は、明細書は、INPIにより認可され又は国際協定で指示された機関に、その材料を寄託することによ

って補充しなければならない。

第25条

クレームは、明細書の記載を基礎とするものとし、出願の明細を特徴付け、保護を求める内容を明瞭かつ正確に定義するものでなければならない。

第26条

特許出願は、出願審査が終了するまでは、職権又は出願人の請求により2以上の出願に分割することができる。ただし、分割出願が次の要件を満たしていることを条件とする。

- (I) 原出願に明確に言及していること、及び
- (II) 原出願に開示されている内容の範囲を超えていないこと

補項 本条の規定に従っていない分割請求は却下する。

第27条

分割出願は、原出願の出願日を保有し、かつ、該当する場合は、原出願に係わる優先権の特典を享受する。

第28条

分割出願は、その各々について、該当する手数料を納付しなければならない。

第29条

取り下げられ又は放棄された特許出願は、公開される。

- (1) 取下の請求は、出願日又は最先の優先日から16月以内にしなければならない。
- (2) 先の出願が何らの効力も生じることなく取り下げられた場合は、それに続く最先の出願に優先権が付与される。

第3節 出願の処理及び審査

第30条

特許出願は、出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から18月の間は秘密に保持され、その後は、第75条に定める事情の場合を除き、公開される。

- (1) 出願公開は、出願人からの請求があったときは、早めることができる。
- (2) 出願公開には、特許出願を特定する資料を含めるものとし、明細書、クレーム、要約書及び図面の謄本は、INPIにおいて公衆の利用に供するものとする。
- (3) 第24条補項にいう場合において、本条にいう公開をしたときは、当該生物学的材料は、公衆にとって入手可能なものとなるようにしなければならない。

第31条

出願公開から審査終了までの期間においては、利害関係人は審査に資する書類及び資料を提出することができる。

補項 審査は、出願公開から60日が経過するまでは開始されない。

第32条

出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。

第33条

出願人又はその他の利害関係人は、出願日から36月の期間内に特許出願の審査請求をしなければならない。請求をしなかったときは、その出願は却下される。

補項 特許出願は、出願が却下されてから60日以内に出願人が回復の請求をし、特定の手数料を納付した場合は、回復させることができる。前記の手続をしなかった場合は、出願は、最終的に却下される。

第34条

審査請求がなされ及び審査請求をするときは、60日の期間内に次のものを提出しなければならない。提出しなかったときは、その出願は却下される。

- (I) 優先権を主張している場合は、他国における対応する出願の特許付与に係る反論、先行技術調査書及び審査結果
- (II) 出願に係る手続及び審査を適正に行うために必要な書類；及び
- (III) 第16条(2)にいう適切な書類の簡単な翻訳文であり、同条(5)に規定された宣言書により置き換えられた翻訳文

第35条

技術的審査をしたときは、次の事項に関し、調査報告書及び見解書を作成する。

- (I) 出願の特許性
- (II) クレームの保護内容についての出願の適応性
- (III) 出願の再編成又は分割、又は
- (IV) 技術的要件

第36条

前記の見解書が、出願の非特許性、クレームの内容に対する出願の不適応性を確認するものであるか又は何らかの要求が設定されて場合は、出願人は、90日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

- (1) 要求に対する応答が提出されなかったときは、出願は最終的に却下される。
- (2) 要求に対する応答が提出されたときは、要求が満たされていない場合又は要求の設定に異論がある場合、特許性又は妥当性に関して提出されている議論があるか否かに拘らず、審査は継続されるものとする。

第37条

審査が終了したときは、特許出願を承認し又は拒絶する旨の決定が発せられる。

第4章 特許の付与及び存続期間

第1節 特許の付与

第38条

特許は、出願が承認され、関連する手数料についての納付が確認された後に、特許証が交付される。

- (1) 手数料の納付及びその納付証明書の提出は、出願承認後60日の期間内にしなければならない。
- (2) 本条に定めた手数料は、通知の有無に拘りなく、前項に定めた期限後30日以内に、特定手数料を納付し、かつ、納付証明も付さなければならない。当該納付をしなかったときは、出願は最終的に却下される。
- (3) 特許は、特許を付与する旨の公告の日付に付与されたものとみなされる。

第39条

特許証は、その番号、名称、保護の種類、第6条(4)の規定に従う発明者の名称、権利者の識別及び住所、存続期間、明細書、クレーム、図面並びに優先権に関する事項を含むものとする。

第2節 特許存続期間

第40条

出願日から起算して、発明特許は20年の期間、実用新案特許は15年の期間について効力を有する。

第5章 特許によって付与される保護

第1節 権利

第41条

特許によって付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定され、明細書及び図面を考慮して解釈される。

第42条

特許はその権利所有者に対して、第三者がその同意を得ることなく次のものを生産し、使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利を与える。

(I) 特許の対象である製品

(II) 特許された方法又はその方法により直接得られた製品

(1) 更に、特許権者には、第三者が本条にいう行為を他人が行うのを援助することを阻止する権利が与えられる。

(2) 方法特許の権利は、製品の保有者又は所有者が、特定の司法裁定を通じ、その製品の特許により保護されている方法とは異なる製造方法によって取得したことを証明できなかったときは、(II)に関係する限り、侵害されたものとみなされる。

第43条

前条の規定は、次の事項には適用しない。

(I) 許可を得ていない第三者が、私的に、かつ、商業目的でなく行う行為。ただし、当該行為が特許権者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

(II) 許可を得ていない第三者が、研究又は科学的若しくは技術的調査に関連して、実験の目的で行う行為

(III) 個別の症例について、資格を有する専門家が医師の処方に従って行う医薬品の調合、及びその様にして調合された医薬品

(IV) 方法特許又は製品特許によって製造され、特許権者により直接に又は特許所有者の同意を得て、国内市場に出された製品

(V) 生命体物質に係わる特許の場合であって、経済的意図を有さず、他の製品を取得するための変種又は増殖の出発物質として特許製品を使用する第三者

(VI) 生命体物質に係わる特許の場合であって、特許権者又はライセンシーにより適法に商業化された特許製品を使用し、流通させ又は販売する第三者。ただし、特許製品が当該生命体物質の商業的増殖のために使用されないことを条件とする。及び

(VII) 第40条に定める期間の満了後にブラジル又は他国において販売許可等を獲得することを目的として、専ら特許発明に関する情報、データ及び試験結果を作成するために、無許可の第三者が特許製品を実施又は商業化する行為。

第44条

特許権者には、出願公開日から特許付与日までに生じたものを含め、無償で特許対象の不当実施に関して補償を得る権利が保証される。

(1) 侵害者が、如何なる方法によってであれ、出願公開前に出願内容を知得していたとき

は、補償の効力の対象となる不当実施期間は実施開始日から起算する。

(2) 特許出願の対象が、第24条補項に規定されるとおり寄託された生物学的材料に係るものであるときは、補償についての権利は、生物学的材料が公衆の利用に供することができるようにされたとき以後に限り、付与される。

(3) 特許付与前の期間に関するものを含めて不当実施に対して補償を得る権利は、第41条の規定に基づく特許対象の内容に限定される。

第2節 先使用者

第45条

特許出願に係わる出願日又は優先日よりも前に、ブラジルにおいて出願の対象を善意で実施していた者には、負担を伴うことなく、従前通りの方法及び条件で、その実施を継続する権利が保証される。

(1) 本条の条件に基づいて与えられる権利は、特許の対象に直接関連している事業若しくは会社又はその一部とともにする場合に限り、移転又はリースにより譲渡させることができる。

(2) 本条にいう権利は、特許の対象を第12条の規定に基づく開示を通じて知得した者には保証されない。ただし、出願が開示後12月以内に行われていることを条件とする。

第6章 特許の無効

第1節 総則

第46条

本法の規定に違反して付与された特許は無効である。

第47条

無効は、すべてのクレームには及ばないこともあり、部分的無効の条件は、残りのクレーム自体が特許を受けることができる内容を構成していることである。

第48条

特許の無効は、出願日から効力を生じる。

第49条

第6条の規定が遵守されていない場合は、発明者は、選択的に、訴訟において特許の裁定を求めることができる。

第2節 行政上の無効手続

第50条

次に該当するときは、行政的に特許の無効が宣言される。

- (I) 法定要件の何れかが満たされていなかったこと
- (II) 明細書及びクレームが、第24条及び第25条の規定を満たしていなかったこと
- (III) 特許の対象が、最初に提出された出願の内容を超えていること、又は
- (IV) 出願処理の過程において、特許を付与するために不可欠な必須手続の内の何れかが欠落していたこと

第51条

無効手続は、特許付与から6月の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、開始することができる。

補項 無効手続は、特許が消滅しても続行するものとする。

第52条

特許権者は、60日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

第53条

意見書が提出されていることとは別に、前条に定めた期限が満了したとき、INPIは見解書を交付し、特許権者及び出願人に対し、60日の共通期間内に応答するように通知するものとする。

第54条

前条に定めた期限が終了したときは、意見書が提出されていない場合であっても、INPI長

官により当該手続について決定を行い、それによって行政手続は終結するものとする。

第55条

本節の規定は、該当する場合は追加証明書に準用する。

第3節 無効訴訟

第56条

INPI又は正当な利害関係を有する者は、特許存続期間中は何時でも、無効訴訟手続を提起することができる。

- (1) 抗弁として、何時でも特許の無効を申し立てることができる。
- (2) 裁判官は、相応の手続要件が満たされていることを条件として、予防的又は付随的措置として、特許の効力停止を命じることができる。

第57条

無効訴訟は、連邦裁判所において判決が下され、INPIは、自らが原告でないときは、その訴訟に参加することができる。

- (1) 被告による応答期間は、60日間とする。
- (2) 無効訴訟についての判決が既判力を奏したときは、INPIは、第三者に告示するために通知を公布するものとする。

第7章 譲渡及び登録

第58条

特許出願又は特許は、その内容が分割できないものであっても、全部又は一部を譲渡させることができる。

第59条

INPIは、次の登録を行う。

- (I) 譲渡。これには、譲受人の完全な資格を記載する。
- (II) 出願又は特許に課せられている制限又は負担のすべて、及び
- (III) 出願人又は特許権者の名称、本拠地又は住所の変更

第60条

登録は、その公告の日から第三者に対して効力を生ずる。

第8章 ライセンス

第1節 任意ライセンス

第61条

特許権者又は出願人は、ライセンス契約を締結することができる。

補項 特許権者は、ライセンシーに対し、特許を防御するための措置を講じる一切の権限を付与することができる。

第62条

ライセンス契約は、第三者に対して効力を生じるために、INPIに登録しなければならない。

- (1) 登録は、その公告の日から第三者に対して効力を生ずる。
- (2) 実施証明を検証する効力を得るためには、ライセンス契約をINPIに登録する必要はない。

第63条

ライセンスの対象とされている特許の改良は、当該改良を行った当事者に帰属するものとし、他の契約当事者は改良についてライセンスを受ける優先権を保証される。

第2節 ライセンス許諾

第64条

特許権者は、INPIに対し、特許の実施許諾用意がある旨を要請することができる。

- (1) INPIは、当該許諾用意の公告を促進するものとする。
- (2) 特許権者が当該許諾用意を取り下げない限り、排他的任意ライセンスはINPIに登録することができない。
- (3) 排他的任意ライセンスが締結されている特許は、実施許諾用意の対象とすることができない。
- (4) 特許権者は、関係当事者が許諾用意の条件を明示的に受諾するまでは、何時でもその許諾用意を取り下げることができ、取り下げた場合は、第66条の規定は適用しない。

第65条

特許権者と実施権者との間で合意が成立しなかったときは、両当事者はINPIに対し、その対価の裁定を求める申請をすることができる。

- (1) 本条の適用にあたっては、INPIは、第73条(4)の規定に従う。
- (2) 対価が設定されてから1年が経過したときは、それを改訂することができる。

第66条

許諾用意の特許に対しては、許諾用意の申出から最初のライセンス許諾(ライセンスの方式を問わない)までの期間について、その年金を半額に減額する。

第67条

特許権者は、実施権者が許諾から1年以内にライセンスの有効な実施を開始しなかった場合、又は実施が1年を超える期間中断された場合、又は実施条件が満たされなかった場合は、ライセンスの解除を請求することができる。

第3節 強制ライセンス

第68条

特許権者が特許によって得られた権利を濫用したこと、又はその権利を使用して経済力を濫用したことが、行政上の決定若しくは裁定によって、法律の規定に基づき証明された場合は、特許権者は、特許を強制的にライセンス付与しなければならない。

(1) 次の場合も、強制ライセンス付与の事由となる。

(I) 特許製品を製造せず若しくは不十分に製造すること、又は特許方法を完全に使用しないことにより、特許対象がブラジル国内において実施されない場合。ただし、この規定は、実施が経済的に実行不可能な場合を対象外とし、その場合は、輸入を認める。又は

(II) 商業化が、ブラジル市場の需要を満たす程度には行われていない場合

(2) ライセンスは、正当な利害関係を有し、かつ、特許対象を有効に実施する技術的及び経済的能力を有する者のみが、主として国内市場をその対象として、申請することができる。この場合は、前項(I)に規定した例外は適用しない。

(3) 経済力の濫用を事由として強制ライセンスが付与されたときは、国内製造をしようとする実施権者に対しては、第74条に規定した期間に限り、ライセンス対象物の輸入を認める。ただし、特許権者により直接又はその同意を得て国内市場向けにライセンス対象物が投入されていたことを条件とする。

(4) 特許を実施するための輸入及び前項に規定した輸入の場合は、第三者に対しても、方法特許又は製品特許により製造された製品を輸入することが認められる。ただし、その製品が特許権者により又はその同意を得て国内市場に投入されていることを条件とする。

(5) (1)に係る強制ライセンスは、特許付与から3年が経過するまでは、申請することができない。

第69条

強制ライセンスは、特許権者がその申請の日に次に該当していたことを弁明(証明)したときは、付与されない。

(I) その不使用が正当な理由に基づいていること

(II) 実施のための真剣かつ有効な準備をしていること、又は

(III) 製造又は販売の不実施が法的性質の障害によるものであること

第70条

次の条件のすべてに該当するときも、強制ライセンスが付与される。

(I) 特許が他の特許に従属しているという事情があること

(II) 従属特許の対象が先の特許に対して、実質的な技術的進歩を構成していること、及び

(III) 先の特許の所有者が従属特許の所有者との間で、先の特許の実施に関する合意に達していないこと

- (1) 本条の適用上、特許の実施が必然的に先の特許対象の使用に依存している場合は、その特許は従属特許とみなされる。
- (2) 本条の適用上、方法の特許は、それに係わる製品の特許に従属しているとみなすことができ、また、同様に、製品の特許が方法の特許に従属しているとみなすことができる。
- (3) 本条の規定によりライセンスの付与が行われた特許の所有者は、従属特許に基づき強制クロスライセンスを取得する権利を有する。

第71条

連邦行政当局の決定又は法律により国家緊急事態又は公共の利益に係わる事態であると宣言された場合、国家危急事態と連邦議会が認めた場合、若しくは特許権者又は実施権者がそれに係わる必要を満たさない場合、それらの特許権者の権利を損なわないことを条件として、職権により、その特許を実施するために一時的かつ非排他的な強制ライセンスを付与することができる。

- (I) 強制ライセンスの付与に際しては、その期間及び延長の可否について定めるものとする。
- (II) 本条冒頭の規定に該当する場合、連邦行政当局は、緊急事態宣言日、公共の利益又は国家危急事態を宣言した日から30日以内に、本条の冒頭に規定されている状況に対処するのに有益な可能性のある特許又は特許出願の一覧を公開する。この法律の第30条に規定される秘密保持期間は、当該一覧には適用されない。施行規則で定められた条件に基づいて、国内の需要を確実に満たすことができる技術移転契約及び自発的なライセンス契約の対象となる特許及び特許出願は除外される。
- (III) 施行規則で定められた条件に基づいて、公的機関、研究教育機関並びに社会部門及び生産部門を代表するその他の機関は、強制ライセンスの対象となる可能性のある特許又は特許出願の一覧を作成する過程で協議されるものとする。
- (IV) 公共又は民間の如何なる機関も、本条(II)に記載されている一覧に任意の特許又は特許出願を含めるための要求を提出することができる。
- (V) 本条(II)に記載されている一覧には、各々の特許及び特許出願の有用性を独自に分析可能にする十分な情報及びデータを記載しなければならない。そのデータは、少なくとも、下記の情報を含まれなければならない：
 - (1) 強制ライセンスの対象となる可能性のある特許又は特許出願の番号。
 - (2) 各所有者の識別情報、
 - (3) 各強制ライセンスが承認される目的の詳細。
- (VI) 本条(II)に基づき公開された一覧から、連邦行政当局は30日以内（同期間は延長可能）に発明及び実用新案の個別評価を実施し、非排他的な方法で、特許又は特許出願の主題を実施するための技術的及び経済的能力を証明し、その基礎となる状況に対処する場合において有益との結論を示し得る生産者に限り、強制ライセンスを付与する。
- (VII) 連邦行政当局によって決定された管轄当局が、次の各号に掲げる1以上の状況があり、国内又は国際的な緊急事態、公益又は国家危急事態の需要に適合した量、価格及び期間の条件においても国内需要を確保し得る特許権者又は出願人による客観的な約定があると判断した場合、いまだ強制ライセンスの対象とされていない特許又は特許出願は、本条(II)に記載されている一覧から除外される。

- (1) 特許又は特許出願の国内での直接実施,
- (2) 特許又は特許出願の自発的なライセンス, 若しくは,
- (3) 特許又は特許出願に関連する製品の販売に関する透明性のある契約。

(VIII) 保留

(IX) 保留

(X) 保留

(XI) 特許又は特許出願の主題に関連する情報, データ及び文書を有する公共機関は, ライセンス対象の実施に役立つすべての要素を共有する義務がある。この場合, データ保護に関連する法令又は本法第195条 (XIV) の規定は適用されない。

(XII) 特許権者又は特許出願人の対価を決定する際には, それぞれの案件の状況を考慮し, 付与されたライセンスの経済的価値, ライセンスの期間及びその実施に必要な投資予算, 並びに, 国内市場においてそれに関連する製品について製造コスト及び販売価格を義務として考慮しなければならない。

(XIII) 強制ライセンスの対象となる特許又は特許出願の所有者への対価は, 対価の額が有効に決定されるまで, その製品の正味販売価格の1.5% (全体の1分5厘) に固定される。

(XIV) 強制ライセンスの対象となる特許出願の所有者への対価は, 特許が付与された場合にのみ支払われるものとし, ライセンスの全期間に対応する支払は, 特許付与の後にのみ行われるものとする。

(XV) 管轄権を有する当局は, 強制ライセンスの対象となる特許出願の審査を優先的に行うものとする。

(XVI) 衛生監視体制の対象となる製品は, 衛生に関する法令で規定されているすべての要件に準拠する必要がある。当該製品は, 連邦衛生当局が規則に定める条件に従って, 最終的又は緊急に使用するための認可を与えた後でなければ販売することができない。

(XVII) (保留)

(XVIII) 強制ライセンスの付与に拘らず, 政府は, 生産的技術の獲得及びその移転の方法について, 特許権者との技術協力協定及びその他の契約の締結を優先する。

第71A条

人権的な理由又はブラジル連邦共和国が締約国である国際条約の条件に基づき, 医薬品分野の製造能力が不十分又はない国に輸出するために, 輸出のための実施を含める強制ライセンスの付与が可能である。

第72条

強制ライセンスは、常に非排他的ライセンスとして付与するものとし、サブライセンスを付与することは認められない。

第73条

強制ライセンスの付与を求める申請書は、所有者に申し入れる条件を表示して作成しなければならない。

- (1) ライセンス申請書が提出されたときは、特許権者に通知し、60日の期間内に意見書を提出するよう求めるものとする。当該期間が満了した場合において、特許権者が意見書を提出していないときは、申請者の提案は、申入の条件に基づいて受理されたものとみなされる。
- (2) 特許権の濫用又は経済力の濫用があったと主張するライセンス申請人は、それを証明する書類を提出しなければならない。
- (3) 不実施を事由として強制ライセンスの付与を求める申請が行われた場合は、特許権者により実施の証明するための証拠提出をしなければならない。
- (4) 異議が申し立てられた場合、INPIは、所有者に支払う対価を裁定することを目的として、委員会の設置を含めて必要な措置を講ずることができる。当該委員会にはINPIに属さない専門家を含めることができる。
- (5) 連邦、州及び地方自治体の、直接又は間接に行政に携わっている機関及び団体は、対価の裁定に資するために要求される情報をINPIに提出しなければならない。
- (6) 対価を裁定するときは、個々の事件の事情を考慮し、かつ、付与されるライセンスの経済的価値を必ず考慮しなければならない。
- (7) INPIは、手続が正式に提出されると、60日以内に、強制ライセンスの付与及びその条件について決定する。
- (8) 強制ライセンスを付与した決定に対する審判請求は、停止効果を有さない。

第74条

正当な理由が無い場合、実施権者はライセンスの付与を受けたときから1年以内に特許対象の実施を開始しなければならないものとし、前記と同じ期間の中断が認められる。

- (1) 本条の規定が守られなかったときは、特許権者はライセンスの解除を要求することができる。
- (2) 実施権者は、特許を防御する措置を講じる一切の権限を与えられる。
- (3) 強制ライセンスが付与された場合は、当該ライセンスの譲渡は、事業体の内のそのライセンスを実施している部門の譲渡、移転又はリースとともにする場合にのみ、認められる。

第9章 国防上の利害に係わる特許

第75条

最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に規定した公開に従わないものとする。

(1) INPIは、60日の期間内において、出願を秘密にすることに関する意見を求めることを目的として、出願書類を行政当局の管轄機関に直ちに照会する。管轄機関からの意見が提出されることなく前記期間が経過した後、その出願は通常通りに処理する。

(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願すること及びその何らかの開示は、管轄機関からの明示的な許可が無い限り、禁止される。

(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び譲渡は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。

第10章 発明の追加証明書

第76条

発明特許に係わる出願人又は所有者は、進歩性を欠く場合であっても、発明の内容に加えた改良又は進展を保護するために、特定手数料を納付して、追加証明書を申請することができる。ただし、その内容が元の内容と同一の発明概念に含まれていることを条件とする。

(1) 主たる出願が既に公開されている場合は、追加証明書の申請は直ちに公開される。

(2) 追加証明書申請の審査は、前項の規定を損なうことなく、第30条から第37条までの規定に従う。

(3) 追加証明書の申請は、その対象が同一の発明概念を含んでいないときは、拒絶される。

(4) 出願人は、審判請求期間内において、該当する手数料を納付することにより、追加証明書申請を特許出願に変更し、追加証明書申請の申請日を特許出願の出願日とするよう、請求することができる。

第77条

追加証明書は特許の付属物であり、特許と同一の存続期間を有し、すべての法的効力において特許に付随する。

補項 無効手続において、特許権者は、追加証明書を含む内容を、特許存続期間を損なうことなく、存続させることが可能か否かを検証するために審理をするよう請求することができる。

第11章 特許の消滅

第78条

特許は、次の事情が生じたときは消滅する。

- (I) 存続期間の満了したとき。
- (II) 所有者が相手方当事者の権利を損なうことなく特許を放棄したとき。
- (III) 特許権が無効になったとき。
- (IV) 第84条(2)及び第87条に定める期限内に年金を納付しなかったとき、及び
- (V) 第217条の規定を遵守しなかったこと

補項 特許が消滅したときは、その対象は公有となる。

第79条

特許の放棄は、それが第三者の権利を損なわない場合にのみ容認される。

第80条

最初の強制ライセンスが付与されてから2年が経過した後、当該期間中に特許の濫用又は不実施を十分に防止又は是正することができなかった場合は、それに係わる特許は、職権により又は正当の利害関係を有する者からの請求に基づいて剥奪される。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 剥奪申請日又は職権による剥奪手続開始日に特許の実施が開始されていなかった場合は、特許は剥奪される。
- (2) 正当な利害関係を有する当事者の請求により開始された剥奪手続において、当該当事者がその請求を取り下げた場合にも、INPIは当該手続を続行することができる。

第81条

所有者に対しては、剥奪請求に対する意見書を60日の期間内に提出するよう通知するものとし、所有者は実施を証明する義務を負う。

第82条

決定は、前条に記載の期間終了から60日以内に行う。

第83条

剥奪手続に関する決定は、請求日又は職権による手続の開始についての公告日から効力を有する。

第12章 年次手数料

第84条

出願人及び特許権者は、出願日後の第3年度の始期から年次手数料を納付しなければならない。

(1) INPIは、年次手数料の前納についての規定を設けるものとする。

(2) 納付は、各年度の最初の3月内に行うものとするが、通知の有無に拘らず、追加手数料を納付することを条件として、前記期間後6月以内に行うこともできる。

第85条

前条の規定は、ブラジルにおいて効力を有する条約に基づいて行われる国際出願に適用する。国内段階移行前に納付時期が到来する年次手数料は、移行日から3月の期間内に納付しなければならない。

第86条

第84条及び第85条の規定に従って年次手数料を納付しなかったときは、その結果として、出願が却下され又は特許が消滅する。

第13章 回復

第87条

特許出願及び特許は、出願人又は特許権者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから3月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。

第14章 従業者又は役務提供者が創作した発明及び実用新案

第88条

発明又は実用新案が、ブラジルにおいて履行される雇用契約であって、研究若しくは発明のための活動を目的としているものに起因している場合、又は従業者の雇用目的である役務の性質に起因している場合は、その発明及び実用新案は排他的に使用者に帰属する。

(1) 契約に別段の定めがあるときを除き、本条にいう業務についての報奨は、協定されている給与を限度とする。

(2) 反証が挙げられない限り、従業者が雇用期間終了後1年以内に特許出願する発明又は実用新案は、雇用期間内に開発されたものとみなす。

第89条

特許所有者である雇用者は、利害関係人と協議の上、又は会社の規則に応じて、発明又は改良の創作者である従業者に対し、発明の実施から得られる経済的利益についての持分を与えることができる。

補項 本条にいう持分は、如何なる場合にも、従業者の給与には組み込まれない。

第90条

従業者が開発した発明又は実用新案が、雇用契約に関係なく、かつ、雇用者の資源、資産、資料、原料、施設又は器具を使用したことの成果でない場合は、当該発明又は実用新案は専ら従業者に属する。

第91条

発明又は実用新案が、従業者による個人的貢献及び雇用者が所有する資源、資料、資産、原料、装置又は器具の使用の所産であるときは、契約に別段の明示規定があるときを除き、その発明又は実用新案は均等の持分による共有財産とする。

- (1) 関係する従業者が2名以上である場合は、契約に別段の定めがあるときを除き、従業者の持分は、関係従業者間で均等に配分されるものとする。
- (2) 雇用者は、実施に関するライセンスについての排他的権利を保証されるものとし、また、従業者は正当な報奨金を受ける権利を保証される。
- (3) 別段の合意があるときを除き、雇用者は特許の対象の実施を特許付与日から1年以内に開始しなければならず、開始しなかったときは、特許の所有権は排他的権利として従業者に移転する。ただし、実施しなかったことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 譲渡が行われるときは、同一条件にある何れの共有者も優先の権利を行使することができる。

第92条

前条の規定は、該当する限り、雇用関係にない労働者又は見習労働者と契約当事者である企業との間の関係、及び契約当事者である複数企業間の関係に準用する。

第93条

本章の規定は、準用できる場合に限り、連邦、州若しくは地方自治体の直接的又は間接的行政主体に準用する。

補項 第88条が適用される場合、発明者に対しては、本条の対象である行政主体の定款又は規約に定められている規定及び条件に基づき、出願又は特許の結果として得られる利益の一部に相当する報奨金が与えられるものとする。

第2編 意匠

第1章 所有権

第94条

意匠創作者は、本法に定めた条件に基づき、その者に意匠の所有権を保証する意匠登録を取得する権利を有する。

補項 第6条及び第7条の規定は、適切な場合は意匠登録に準用する。

第2章 登録性

第1節 登録を受けることができる意匠

第95条

物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であつて、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。

第96条

意匠は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

- (1) 技術水準は、出願日前にブラジル又は外国において、本条(3)及び第99条の規定を損なうことなく、使用その他の手段により公衆の利用に供されたすべてのものをもって構成される。
- (2) 新規性を決定する目的のみに限っては、ブラジルで行われた特許出願又は登録出願であつて、いまだ公開されていないものの内容全体も、それが事後的であれ公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日以降の技術水準に含まれているとみなされる。
- (3) 意匠は、出願日又は主張する優先日前180日以内に開示され、その開示が第12条(I)から(III)までに記載した事情の下で行われた場合は、技術水準の一部であるとはみなされない。

第97条

意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形狀をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。

補項 公知の要素の結合であつても、独創的な視覚的成果と認められることがある。

第98条

純芸術作品は、意匠とはみなされない。

第2節 優先権

第99条

該当する限り、第16条の規定は、意匠登録に準用する。ただし、同条(3)に規定した期間は90日に変更する。

第3節 登録を受けることができない意匠

第100条

次のものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (I) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損ない、尊敬及び崇拜に値する思想及び感情を損なうもの
- (II) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

第3章 登録出願

第1節 出願

第101条

登録出願には、INPIが定めた条件に基づき、次のものを含めなければならない。

- (I) 願書
- (II) 該当する場合は、明細書
- (III) 該当する場合は、クレーム
- (IV) 図面又は写真
- (V) 対象物の利用分野、及び
- (VI) 出願手数料の納付証明書

補項 登録出願を構成する書類は、ポルトガル語で作成しなければならない。

第102条

提出された出願書類については、予備的方式審査を行い、書類が適正であると認めたときは、それに内容摘要を付し、その提出日を出願日とみなす。

第103条

出願書類が第101条の方式要件の規定を満たしていない場合であっても、出願人、意匠及び創作者に関する十分な資料を含んでいるときは、日付入りの受領書と引き換えに、その書類をINPIに提出することができ、INPIは5日の期間内に満たすべき要件を定める。要件を満たさなかったときは、その出願は存在しなかったものとみなされる。

補項 要件を満たしたときは、出願は、出願書類提出日にされたものとみなされる。

第2節 出願条件

第104条

意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変形を認める。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変形の数、20を限度とする。

補項 図面は、対象物及びもしあればその変形を、当該分野の熟練者が複製することができるように、明瞭かつ十分に表示していなければならない。

第105条

第106条(1)に基づいて守秘請求があった場合は、当該出願は、出願日から90日以内に取り下げることができる。

補項 先の出願が何らの効力を生じることなく取り下げられた場合は、その後最初に行われる出願に優先権が付与される。

第3節 出願の処理及び審査

第106条

意匠登録出願が行われ、第100条、第101条及び第104条の規定が満たされている場合は、その出願は自動的に公告されるものとし、同時に登録が付与され、それに係わる登録証が交付される。

(1) 出願人が出願時に請求したときは、出願は、出願日から180日間秘密にすることができ、その後に処理が行われる。

(2) 出願人が第99条の規定の適用を受けるときは、出願の処理は、優先権書類の提出を待つて行う。

(3) 第101条及び第104条の規定が満たされていないときは、出願人に対して要請がなされ、出願人は60日以内に応答しなければならない。応答がないときは、その出願は、最終的に却下される。

(4) 第100条の規定が満たされていないときは、その登録出願は、拒絶される。

第4章 登録の付与及び存続期間

第107条

登録証には、その番号、名称、創作者の名称(第6条(4)の規定に従う)、登録者の名称、国籍及び住所、存続期間、図面、外国の優先権に関する事項、並びにもしあれば明細書及びクレームを含むものとする。

第108条

登録は、出願日から10年間効力を有するものとし、5年を単位として連続する3回の更新を行うことができる。

(1) 更新申請は、登録存続期間の最終年度中に、更新手数料の納付証明書を添付して行わなければならない。

(2) 登録意匠の所有者が登録存続期間終了までに更新申請をしなかったときは、登録者は、追加手数料を納付することを条件として、その後の180日以内に、その申請をすることができる。

第5章 登録によって付与される保護

第109条

意匠の所有権は、有効に付与された登録によって取得される。

補項 該当する場合、第42条、並びに第43条(I)、(II)及び(IV)の規定は、意匠登録に準用する。

第110条

登録出願に係る出願日又は優先日前に、ブラジルにおいて登録対象を善意で実施していた者は、負担を負うことなく、従前と同じ方法及び条件で、その実施を継続する権利を保証される。

(1) 本条の条件に基づいて得られる権利は、登録対象の実施に直接に関連している事業又は会社若しくはその一部とともにする場合にのみ、移転又は貸与により、割り当てることができる。

(2) 本条にいう権利は、第96条(3)の条件の下での開示によって登録対象を知得した者には保証されない。ただし、出願が、開示から6月の期間内に行われることを条件とする。

第6章 実体審査

第111条

意匠の登録者は、登録存続期間中いつでも、その登録対象の新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。

補項 INPIは、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第95条から第98条までに規定した要件の内の少なくとも1が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登録無効手続の開始理由とすることができる。

第7章 登録の無効

第1節 通則

第112条

本法に違反して付与された登録は、無効とする。

- (1) 登録の無効は、それに係わる出願の出願日から効力を生じる。
- (2) 第94条の規定に対する違反があったときは、創作者は、選択的に、登録の裁定を求めることができる。

第2節 行政上の無効手続

第113条

登録が第94条から第98条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

- (1) 無効手続は、第111条補項にいう想定を損なうことなしに、登録の付与日から5年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求に基づいて、開始することができる。
- (2) 無効手続の請求又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与日から60日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させる。

第114条

登録者に対しては、公告日から60日以内に応答するよう通知する。

第115条

応答の有無に拘らず、前条に規定した期限の後に、INPIは見解書を発行し、登録者及び請求人に対して、60日以内に応答するよう求める。

第116条

応答されなかった場合でも、前条に規定した期限が終了したときは、INPI長官がその事件を決定し、行政手続を終結させる。

第117条

無効手続は、登録が消滅した後でも続行するものとする。

第3節 無効手続

第118条

第56条及び第57条の規定は、それらが適用される場合、意匠登録の無効手続に準用する。

第8章 登録の消滅

第119条

次に該当するときは、登録は消滅する。

- (I) 存続期間の満了
- (II) 登録者が、第三者の権利を損なわないで、登録を放棄したこと
- (III) 第108条及び第120条に規定した手数料を納付しなかったこと
- (IV) 第217条の規定に従わなかったこと

第9章 5年期間手数料

第120条

登録所有者は、登録日から起算した第2期の5年期間以降、5年期間手数料を納付しなければならない。

- (1) 第2期5年期間に対する納付は、登録存続期間の第5年度中にしなければならない。
- (2) 次の5年期間の手数料納付は、第108条にいう更新申請をするときにしなければならない。
- (3) 5年期間手数料の納付は、割増手数料を納付することを条件として、前項に定めた期間後6月以内にすることができる。

第10章 最終規定

第121条

第58条から第63条までの規定は、それらが適用される限り、本編の対象とした内容事項に準用する。また、従業者又は役務提供者の権利は、第88条から第93条までの規定により定める。

第3編 標章

第1章 登録性

第1節 標章登録を受けることができる標識

第122条

視覚的に認識することができる標識であって、識別性を有するものは、法的に禁止されていない限り、標章登録を受けることができる。

第123条

本法の適用上、次の定義が適用される。

- (I) 商品標章又は役務標章：ある商品又は役務を、出所は異なるが、同一、類似又は同種である別の商品又は役務から識別するために使用される標章
- (II) 証明標章：ある商品又は役務が、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章
- (III) 団体標章：一定の団体の構成員によって提供される商品又は役務を識別するために使用される標章

第2節 標章として登録を受けることができない標識

第124条

次のものは、標章としての登録を受けることができない。

- (I) ブラジル、外国又は国際的な盾、紋章、メダル、旗章、記章、公的な名声及び記念碑、又はそれらの名称、図形若しくは模造
- (II) 単独の文字、数字及び日付。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (III) 語句、形象又は図形その他の標識であって、道徳若しくは善良の風俗に反するか、又は他人の名誉若しくは印象を害するか、又は良心、信条、信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (IV) 公共の団体又は機関の名称又は頭字語（略語）であって、当該団体又は機関それ自体によって登録申請がされていないもの
- (V) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって、その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの
- (VI) 識別の対象とする商品又は役務に関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は商品若しくは役務について、その性質、原産国、重量、価格、品質及び商品の生産若しくは役務提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (VII) 単に宣伝手段としてのみ用いられる標識又は文言
- (VIII) 色彩及びその名称。ただし、独特でかつ識別的方法により配置又は結合されているものを除く。
- (IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識
- (X) 標章の使用対象である商品又は役務に関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途に

ついて、虚偽の表示となる標識

(XI) 何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に使用される公の印章の複製又は模造

(XII) 第154条の規定を損なうことなく、第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造

(XIII) 公の又は公に認められた運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称、賞牌又は表象、及びその模造であって、誤認を生じさせる虞があるもの。ただし、その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。

(XIV) 連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の権利書、債権、硬貨及び紙幣の複製又は模造

(XV) 第三者の個人名若しくはその署名、姓、父称の名及び肖像。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。

(XVI) 著名な雅号又は愛称、及び個人又は団体の芸術上の名称。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。

(XVII) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。

(XVIII) 識別対象とする商品又は役務に関連する産業、科学又は技術において使用されている技術用語

(XIX) 同一、類似又は同種の商品又は役務を識別若しくは証明するために第三者が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、第三者の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。

(XX) 同一所有者が同一の商品又は役務に関して有する二重標章。ただし、同じ種類の標章の場合は、識別することができる形状を具えているときを除く。

(XXI) 商品若しくはその包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は、さらに、技術的効果の観点から不可欠な形状

(XXII) 第三者の名称で登録された意匠によって保護されている対象、及び

(XXIII) 出願人が事業活動上当然に知っている筈の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、その標章が、前記第三者の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞がある同一、類似若しくは同種の商品又は役務を識別するためのものに限る。

第3節 著名標章

第125条

ブラジルにおいて登録されており、著名であるとみなされる標章は、すべての活動分野において特別の保護が保証される。

第4節 周知標章

第126条

産業財産権の保護に関するパリ条約第6条の2(1)の規定により、その事業分野において周知

である標章は、ブラジルにおいて既に出願又は登録がされているか否かに拘らず、特別の保護を享受する。

(1) 本条にいう保護は、役務標章についても適用する。

(2) INPIは、周知標章の全部又は一部の複製又は模造である標章の登録申請を職権により拒絶することができる。

第2章 優先権

第127条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関に対して行われた標章登録出願は、それが国内出願の効果を生じるときは、協定に定められている期間内において優先権が与えられるものとし、当該出願は、この期間内に生じた事態により無効とされること又は不利な取扱いを受けることはないものとする。

(1) 優先権の主張は出願するときに行わなければならないが、ただし、60日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。

(2) 優先権主張は、出願番号及び出願日を記載した原出願国からの適切な書類、並びに出願又は登録の写しによって証明しなければならない。前記の写しには、簡単な翻訳文を添付するものとし、その内容については、出願人が全面的に責任を負う。

(3) 出願時に証明をしなかった場合は、出願から4月以内に証明をしなければならない。それをしなかったときは、優先権は消滅する。

(4) 譲渡によって取得された優先権の場合は、譲渡に係わる書類を優先権書類自体とともに提出しなければならない。

第3章 登録出願人

第128条

個人又は民間若しくは公的法人は、標章登録出願をすることができる。

(1) 民間法人は、当該法人が効果的かつ合法的に直接又は直接若しくは間接に支配している会社を通じて、行う事業に関連する標章に限り、登録出願をすることができ、その事情を実際の請求において宣言しなければならない。当該宣言を実施しなかったときは、法律上の処罰が科せられる。

(2) 団体標章の登録については、団体を代表する法人であって、その構成員とは異なる活動に携わることができるものに限り、その登録出願をすることができる。

(3) 証明標章の登録については、証明の対象とする商品又は役務に直接の商業的又は工業的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる。

(4) 優先権主張は、出願において本編の規定の適用を免除するものではない。

第4章 標章に関する権利

第1節 取得

第129条

標章の所有権は，本法の規定に従って，有効な登録付与によって取得され，所有者は，団体標章及び証明標章に関する第147条及び第148条の規定を損なうことなく，国内全域における排他的使用が保証される。

(1) 優先日又は出願日に，ブラジル国内において少なくとも6月間，同一，類似又は同種の商品又は役務を識別又は証明するために，同一又は類似の標章を善意で使用していた者は，登録についての優先の権利を有する。

(2) 当該優先の権利は，標章の使用に直接に関連している事業若しくは会社又はその一部とともにする場合にのみ，移転又はリースにより，譲渡することができる。

第2節 登録によって付与される保護

第130条

標章についての登録者又は出願人は，次の事項についての権利も保有する。

- (I) 自己の登録又は登録出願を移転させること
- (II) 標章のライセンスを許諾すること
- (III) 標章の本質的な信頼性又は名声を守ること

第131条

本法によって与えられる保護は，標章所有者の事業活動に係わる文書，印刷物，広告及び書類への標章の使用にも及ぶ。

第132条

標章所有者は，次の行為をしてはならない。

- (I) 販売業者又は卸売業者が，商品の販売又はその促進のために，識別性を有するその者自身の標識を商品の標章とともに使用することを阻止すること
- (II) 付属部品の製造業者が，商品の用途を表示するために標章を使用することを妨げること。ただし，この規定は，製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。
- (III) 第68条(3)及び(4)の規定を損なうことなく，標章の所有者により又はその同意を得た他人により国内市場に出された商品について，その自由な流通を妨げること
- (IV) 講演，学術若しくは文芸的作品，又はその他の出版物において，標章に言及することを妨げること。ただし，この規定は，前記の言及が商業的な含意なしに，かつ，標章の識別性を害することなく行われることを条件とする。

第5章 存続期間，譲渡及び登録

第1節 存続期間

第133条

標章登録は，登録の付与日から10年の期間効力を有するものとし，連続する同一の期間ずつ更新することができる。

- (1) 更新申請は，登録存続期間の最終年度中に，手数料の納付証明書を添付して行わなければならない。
- (2) 登録存続期間が満了するまでに更新申請をしなかった場合は，標章所有者は，追加手数料を納付して，その後の6月内に当該申請をすることができる。
- (3) 第128条の規定を満たしていないときは，更新は承認されない。

第2節 譲渡

第134条

登録出願及び登録は譲渡することができる。ただし，譲受人がそのことを登録するために適用される法定要件を満たしていることを条件とする。

第135条

譲渡は，同一，類似又は同種の商品又は役務に係る同一又は類似の標章について，譲渡人名義のすべての出願又は登録を包含していなければならない。この条件が満たされなかったときは，その登録が抹消されるか，又は譲渡されなかった申請が棚上げされる。

第3節 登録

第136条

INPIは，次の事項を登録する。

- (I) 譲受人の完全な資格を含む譲渡
- (II) 出願又は登録に課せられている制限又は負担，及び
- (III) 出願人又は登録者の名称，本拠地又は住所の変更

第137条

登録は，その公告の日から第三者に対して効力を有する。

第138条

次の内容の決定に対しては，審判請求をすることができる。

- (I) 譲渡登録の拒絶，及び
- (II) 第135条の条件に基づく，登録の抹消又は申請の却下

第4節 ライセンス

第139条

登録所有者又は登録出願人は，商品又は役務の仕様，性質及び品質を効果的に管理する自己の権利を損なうことなく，標章の使用に関するライセンス契約を締結することができる。

補項 前記の所有者は、自己の権利を損なうことなく、使用権者に対し、標章を防御する措置を講じる一切の権限を与えることができる。

第140条

第三者に対抗するためには、ライセンス契約をINPIに登録しなければならない。

- (1) 登録は、その公告の日から第三者に対して効力を有する。
- (2) 使用証明を有効にするため、ライセンス契約をINPIに登録する必要がない。

第141条

ライセンス契約の登録を拒絶する決定に対しては、審判請求をすることができる。

第6章 権利の消滅

第142条

標章登録は、次の場合は消滅する。

- (I) 存続期間の満了
- (II) 標章が表示された商品又は役務の全部又は一部を対象とする権利の放棄
- (III) 権利の取消、又は
- (IV) 第217条の規定の不遵守

第143条

登録は、正当な利害関係を有する者が請求を行い、登録の付与から5年が経過した後の請求日時点において、次の事情の何れかが存在していた場合は、取消される。

- (I) 標章の使用がブラジルにおいて開始されなかったこと、又は
- (II) 標章の使用が5年以上連続して中断されていたか又は5年の期間内において、標章が、登録証に記載されている元の識別性についての変更を意味する改変形態で使用されたこと
 - (1) 標章登録者が、その不使用を正当な理由によって弁明したときは、取消を行わない。
 - (2) 標章登録者には、60日の期間内に意見書を提出するよう通知するものとし、標章の使用に関する証明、又は正当な理由による不使用の釈明については、標章登録者がその義務を負う。

第144条

標章の使用は、登録証に記載されているすべての商品又は役務含まなければならない。含まない場合は、標章の使用が証明された商品又は役務と類似しておらず又は同種でない商品又は役務に関しては、その登録が取消される。

第145条

不使用取消が請求されてから過去5年以内において、標章の使用が証明されている場合又は不使用の正当性が証明されている場合、当該請求は認められない。

第146条

取消の宣言又はその拒絶の決定に対しては，審判請求をすることができる。

第7章 団体標章及び証明標章

第147条

団体標章の登録出願には，標章使用に関する条件及び禁止事項を定めた使用規約を含めなければならない。

補項 使用規約は，出願書類に添付しないときは，出願日から60日以内に提出しなければならない。提出がないときは，出願は最終的に却下される。

第148条

証明標章の登録出願には，次の事項を記載しなければならない。

- (I) 証明の対象とする商品又は役務の特徴，及び
- (II) 標章登録者が採用する管理措置

補項 (I)及び(II)にて予見される書類を出願時に提出しない場合は，60日の期間内に提出しなければならない。提出がないときは，その出願は最終的に却下される。

第149条

使用規約の変更については，すべての変更条件を記載した適切な申請書を作成し，INPIに届け出なければならない。届け出がないときは，その変更は考慮されない。

第150条

団体標章及び証明標章の使用はライセンスを必要とせず，使用規約中に記載されている使用許可をもって足りる。

第151条

団体標章又は証明標章の登録は，第142条に規定した消滅事由に加え，次の場合にも消滅する。

- (I) それに係わる団体が存在しなくなったこと，又は
- (II) 使用規約に規定したものと異なる条件の下で標章が使用されたこと

第152条

団体標章の登録放棄は，それに係わる団体の定款若しくは規約に従って，又は標章の使用規約に従って申請が行われた場合に限り，認められる。

第153条

団体標章は，第143条から第146条までの規定を損なうことなく，許可された2以上の者によって使用されていない場合は，登録の取消が宣言されるものとする。

第154条

過去に使用され、かつ、その登録が消滅した団体標章及び証明標章は、その登録の消滅から5年が経過するまでは、第三者の名義で登録を受けることができない。

第8章 出願

第155条

出願は、識別性を有する1の標識に係わるものでなければならず、INPIが定めた条件に従い、次のものを含んでいなければならない。

- (I) 願書
- (II) 該当する場合は複製、及び
- (III) 出願手数料の納付証明書

補項 願書及びその添付書類は、ポルトガル語で作成しなければならない。外国語による書類があるときは、簡単な翻訳文を、出願時又はその後の60日以内に提出しなければならない。提出がないときは、その書類は考慮されない。

第156条

出願書類が提出されたときは、それについて予備的方式審査が行われる。不備がないと認められたときは、内容摘要が付され、その提出日が出願日であるとみなされる。

第157条

第155条の規定に方式上合致していない出願書類であるが、出願人、標章に係る標識及び分類に関する十分な資料を含んでいるものは、5日以内に出願人が満たすべき要件を定めた日付入りの受領証と引き替えに、INPIに引き渡すことができる。満たされないときは、出願はなかったとみなす。

補項 前記の要件を満たしたときは、出願は、出願書類の提出日に行われたとみなされる。

第9章 審査

第158条

出願が受理されたときには、その出願は公告されるものとし、その後の60日の期間内に、異議申立をすることができる。

- (1) 異議申立があったときは、出願人に通知するものとし、出願人は60日の期間内に意見書を提出することができる。
- (2) 第124条(XXIII)又は第126条を根拠とする異議申立、行政上の無効手続及び司法上の無効手続は、その提起日から60日以内に、本法に従って標章登録出願が提出されたことを証明しない限り、考慮されない。

第159条

異議申立期間が経過した後、又は異議申立が提出され、意見書提出の期間経過後において、異議申立に係る要求が定められる過程で審査が行われるものとし、当該要求に対する回答を60日の期間内に提出することが求められる。

(1) 前記の要求に対して回答が行われなかったときは、出願は、最終的に却下されたものとみなされる。

(2) 前期の要求に対して回答が行われた場合は、要求が満たされていないか又は要求の設定に反論がされている場合であっても、審査は続行される。

第160条

審査が終了したときは、登録出願を許可又は拒絶する旨の決定がなされる。

第10章 登録証の交付

第161条

出願が許可され、関連する手数料の納付が証明されたときは、登録証が交付される。

第162条

登録証の交付及び登録存続期間の最初の10年に係る手数料の納付及び証明は、登録許可から60日の期間内にしなければならない。

補項 前記の手数料はまた、通知の有無に拘らず、特定手数料を納付して、本条に規定した期限の後30日以内に納付し、証明することもできる。それを行わなかったときは、出願は最終的に却下される。

第163条

登録証は、対応する決定行為の公告日に付与されたものとみなされる。

第164条

登録証には、標章、登録番号及び登録日、登録者の名称、国籍及び住所、指定商品又は役務、登録の特徴並びに外国の優先権を記載する。

第11章 登録の無効

第1節 通則

第165条

本法の規定に違反して付与された登録は、無効とする。

補項 登録の無効は、全部又は一部とすることができる。一部無効とするための条件は、残存部分が登録を受けることができるとみなされることである。

第166条

産業財産権の保護に関するパリ条約の締約国において登録された標章の所有者は、選択的に、同条約第6条の7(1)の規定に従って、訴訟による登録の裁定を請求することができる。

第167条

無効宣言は、出願日から効力を有する。

第2節 行政上の無効手続

第168条

登録が本法の規定に違反して付与されていたときは、行政手続によりその無効が宣言される。

第169条

無効手続は、登録証交付日から180日の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、開始することができる。

第170条

登録者に対しては、60日の期間内に意見書を提出するよう正式に通知するものとする。

第171条

前条に定めた期限が満了したとき、及び意見書が提出されていない場合であっても、INPI長官によりその事件について決定するものとし、それによって行政上の審理は終了する。

第172条

無効手続は、登録が消滅しても続行するものとする。

第3節 無効訴訟

第173条

無効訴訟は、INPI又は正当な利害関係を有する者が提起することができる。

補項 裁判官は、無効訴訟の過程において、相応の手続要件が満たされていることを条件として、標章登録の効力及び標章の使用を停止させる差止命令を出すことができる。

第174条

登録の無効を宣言するための訴訟提起は、登録日から5年までを、その出訴期限とする。

第175条

登録についての無効訴訟は、連邦裁判所に提起しなければならないが、INPIは、自らが原告でないときは、参加人として当該訴訟に参加するものとする。

(1) 被告が登録所有者であるときは、被告には、答弁のために60日の期間が与えられる。

(2) 無効訴訟に関する決定が確定したときは、INPIは、第三者にその旨を告示する。

第4編 地理的表示

第176条

地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。

第177条

出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の商品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係わる中心地として知られているものを意味する。

第178条

原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた商品又は役務を指定するものをいう。

第179条

地理的表示に係わる保護は、地理的表示の図式的又は象徴的な表現、及びその名称が地理的表示である国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的表現にも及ぶ。

第180条

地理的名称が商品又は役務を指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とみなさない。

第181条

出所表示又は原産地呼称を構成しない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、商品標章又は役務標章の特徴的要素として使用することができる。

第182条

地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又は役務提供者に限定されるものとし、原産地呼称の場合は、品質上の要件が満たされていなければならない。

補項 INPIは、地理的表示を登録するための条件を設定するものとする。

第5編 産業財産権の侵害

第1章 特許又は実用新案の侵害

第183条

次の行為をする者は、特許又は実用新案を侵害することになる。

- (I) 所有者の許可を得ることなく、特許又は実用新案の対象である製品を製造すること、又は
 - (II) 所有者の許可を得ることなく、特許の対象である手段又は方法を使用すること
- 刑罰 3月以上1年以下の拘禁、又は罰金

第184条

次の行為をする者は、特許又は実用新案を侵害することになる。

- (I) 特許若しくは実用新案を侵害して製造された製品、又は特許を受けた手段若しくは方法により取得された製品を輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、経済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること、又は
 - (II) 前号に規定した目的のために、ブラジルにおいて特許若しくは実用新案の対象となっている製品又はブラジルにおいて特許を受けた手段又は方法により取得された製品であって、所有者により直接に又はその同意を得て外国市場に出されたものではないものを輸入すること
- 刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第185条

特許製品の部品又は特許方法を実施するための材料若しくは器具を供給すること。ただし、部品、材料又は器具の最終的使用によって、必然的に特許対象が実施されるようになることを条件とする。

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第186条

本章に規定した行為は、それが特許クレームのすべてに係わるものでない場合であっても、又は特許対象と同等の手段の使用に限られている場合であっても、侵害を構成するものとする。

第2章 意匠侵害

第187条

登録意匠を含む物品又は誤認若しくは混同を生じさせる実質的模造品を、登録者の許可なしに製造すること

刑罰 3月以上1年以下の拘禁、又は罰金

第188条

次の行為をする者は、意匠登録を侵害することになる。

(I) 不法に登録意匠を含んでいる物品又は誤認若しくは混同を生じさせる実質的模造品を輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、経済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること、又は

(II) 前号に規定した目的のために、ブラジルにおいて登録された意匠を含む物品、又は誤認若しくは混同を生じさせる真のある実質的模造品であって、登録者により直接に又はその同意を得て、外国市場に出されたものではないものを輸入すること

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第3章 標章侵害

第189条

次の行為をする者は、登録標章を侵害することになる。

(I) 標章登録者の許可を得ることなく、登録標章の全部又は一部を複製し、又は混同を生じさせる方法で登録標章を模造すること、又は

(II) 市場に出された商品に既に添付されている他人の登録標章を改作すること

刑罰 3月以上1年以下の拘禁、又は罰金

第190条

次の商品を輸入し、輸出し、販売し、販売のための申出若しくは展示をし、隠匿し又は貯蔵する者は、登録標章を侵害することになる。

(I) 第三者の標章の全部又は一部を不法に複製又は模造した標章を付した商品、又は

(II) 自己の工業上又は商業上の商品であって、第三者の適法な標章が付された容器又は包装に入れられたもの

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第4章 標章、企業名及び広告標識による侵害

第191条

必要な許可を得ることなく、ブラジル、外国若しくは国際機関の紋章、盾、又は公的な名声の全部又は一部を、誤認若しくは混同を生じさせる方法で、標章、事業体名称、商号、記章若しくは広告標識として複製若しくは模造すること、又は当該複製品若しくは模造品を経済目的で使用する

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

補項 前記標章を付した商品を販売し、又は販売のための展示若しくは申出をした者は、同等の刑罰を科せられる。

第5章 地理的表示及びその他の表示の侵害

第192条

虚偽の地理的表示を付した商品を製造し、輸入し、輸出し、販売し、販売のために展示若し

くは申出をし、又は貯蔵すること

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第193条

商品の真の出所を明らかにすることなく、商品、容器、包装、帯、ラベル、送り状、回状若しくはポスター、又はその他の開示若しくは宣伝手段に、「type」、「species」、「kind」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」等の修飾語句を使用すること

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第194条

真の出所以外の出所を表示する、標章、商号、事業体名称、記章、宣伝文言若しくは標識又はその他の形態のものを使用すること、又はそのような標識を付した商品を販売し若しくは販売のために展示すること

刑罰 1月以上3月以下の拘禁、又は罰金

第6章 不正競争の罪

第195条

次の行為をする者は、不正競争の罪を犯すことになる。

(I) 利益を得る目的で、如何なる手段によるものであれ、競争相手を害する虚偽の陳述を行うこと

(II) 利益を得る目的で、競争相手に関する虚偽の情報を提供し又は漏洩すること

(III) 他人の顧客を、自己又は第三者のために、転換させることを目的として、詐欺的手段を使用すること

(IV) 商品又は事業体について誤認を生じさせる方法で、他人の宣伝文言又は標識を使用し又はそれを模倣すること

(V) 他人の商号、事業体名称若しくは記章を不適切に使用すること、又はそのような表示をした商品を販売し、販売のための展示若しくは申出を行い、又は貯蔵すること

(VI) 他人の商品に関し、当該他人の同意を得ることなく、その個人名又は法人名を自己の個人名又は法人名に置き換えること

(VII) 宣伝手段として、実際には受けていなかった賞又は栄誉を、本人が受けていると主張すること

(VIII) 粗悪品若しくは偽造品を他人の容器若しくは包装に入れて販売し、展示し若しくは販売の申出をすること、又は商品が粗悪品若しくは偽造品でなくても、同種の商品を取引するために、他人の容器若しくは包装を使用すること。ただし、その事実が更に重大な違法行為を構成していないことを条件とする。

(IX) 競争相手の従業者に対し、その従業者が職責を怠って当該人に利益を与えるようにするため、金銭その他の利益を供与又は約束すること

(X) 従業者としての職責を怠って、競争相手の便宜を図ることの見返りとして、金銭その他の効用を受領するか、又は支払若しくは報酬の約束を承諾すること

(XI) 契約関係又は雇用関係により知得した秘密の知識、情報又はデータであつて、公知のもの又は当該技術の熟練者にとって自明のものを除き、工業、商業又は役務提供において使用し得たものを、契約の終了後であっても、許可を得ることなく、開示し、利用し又は使用すること

(XII) 前号に記載した知識又は情報であつて、違法な手段によって直接的若しくは間接的に取得し又は詐欺行為により知得したものを、許可を得ることなく、開示し、利用し又は使用すること

(XIII) 事実と反しているにも拘らず、ある商品に関し、それが出願若しくは付与された特許、又は登録された意匠の対象であると称して、販売し、展示し若しくは販売の申出をすること、又は商業用の告示若しくは書面に、事実と反しているにも拘らず、当該商品について、出願若しくは特許付与、又は登録付与が行われているものとして、記載すること、又は(XIV) 試験結果又はその他の非開示データであつて、その推敲に相当な努力を要し、かつ、商品の商業化についての認可を取得するための条件として政府機関に提出されたものを、許可を得ることなく漏洩し、利用し又は使用すること。

刑罰 3月以上1年以下の拘禁、又は罰金

(1) 企業が本条の(XI)及び(XII)に規定される種類の罪に属する行為を犯したときは、その責任は企業の使用者、パートナー又は管理者にも及ぶ。

(2) (XIV)の規定は、商品の商業化を許可する権限を付与されている政府機関が、公衆を保護することの必要時に行う開示には、適用しない。

第7章 通則

第196条

本編第1章、第2章及び第3章に規定した拘禁刑は、次の場合は、その刑期を3分の1から半分まで加重する。

(I) 当事者が、現在又は過去において、所有者、登録者又は彼らの実施権者についての代表者、代理人、受任者、パートナー又は従業者である者、又は

(II) 改作、複製又は模造された標章が、著名標章、周知標章、証明標章又は団体標章である場合

第197条

本編に規定した罰金刑は、刑法典の規定に従い、日割罰金額の最低10倍から最高360倍までの間で定められる。

補項 前条に定めた規定に拘りなく、罰金額は、代理人の個別事情及び取得した利益の規模を考慮して最高10倍まで増額し又は10分の1まで減額することができる。

第198条

税関は、職権により又は利害関係人からの請求に基づき、偽造、改作又は模造された標章又は虚偽の出所表示が付されている商品を通関の際に差し押さえることができる。

第199条

本編に規定した違法行為に関する訴訟は、第191条に記載した刑事訴訟の対象となる違法行為を除き、告訴の申立てを通じて提訴される。

第200条

産業財産権に関する刑事訴訟並びに捜索及び押収の予備手続は、本章の条文の規定に従い、前記規定に定めのない場合は、刑事訴訟法の規定に従う。

第201条

方法の発明に関する特許に係わる侵害事件において捜索及び押収の手続中において、執行官に鑑定人が随行し、鑑定人は不法行為の存在について予備的検証を行うものとし、裁判官は、特許方法を使用して侵害者が取得した商品の押収を命じることができる。

第202条

利害関係人は、捜索及び押収の予備的手続とは別に、次のことを請求することができる。

(I) 偽造、改作又は模造された標章を、犯罪目的で使用される前に、その作成場所又は発見場所において押収すること、又は

(II) 包装又は商品に貼付された偽造標章を、結果として包装又は商品自体が廃棄されることになる場合であっても、商品の流通前に廃棄すること

第203条

法的に組織され、公的に機能している工業又は商業企業の場合、予備手続は、裁判官の命令があったとき、商品の検査及び押収に限定するものとし、法的に行使されている事業活動は停止させることは許可されない。

第204条

捜索及び押収が行われた場合において、悪意により、競争意識により、単なる気まぐれにより又は重大な錯誤により当該手続の請求をした当事者は、損失及び損害賠償の責を負う。

第205条

訴訟提起の根拠とされた特許又は登録が無効であるとの主張は、刑事訴訟における抗弁とすることができる。ただし、被告人の免責は、特許又は登録の無効を意味しないものとし、当該無効は、該当する裁判所への訴訟によってのみ、請求することができる。

第206条

訴訟過程において、情報が、企業秘密であるか営業秘密であるかを問わず、機密情報であることが明らかになった場合、裁判官は、当該訴訟を非公開で行うよう決定しなければならず、相手方当事者はその情報を他の目的で使用することも禁じられる。

第207条

被侵害者は、刑事訴訟とは別に、民事訴訟法に定められた自己が適切とみなす民事訴訟を提

起することができる。

第208条

損害賠償は、侵害が生じていなければ被侵害者が取得したであろう利益によって決定される。

第209条

産業財産権を侵害する行為及び不正競争行為であって、本法に規定されてはいないが、他人の信用又は事業に損害を与える虞のあるもの、商業又は工業の企業間若しくは役務提供者間又は市場に出された商品及び役務間で混同を生じさせる虞のある行為によって引き起こされた損失に関しては、被害当事者は、補償としての損失及び損害の賠償を取得する権利を有する。

(1) 裁判官は、同一の訴訟の公式な記録において、修復が不可能な損害又は回収が困難な損害を回避するために、被告人を召喚する前に、侵害行為又は侵害の虞のある行為を停止させる仮処分命令を出すことができ、また、必要と判断するときは、現金担保又は保証担保の供託を命じることができる。

(2) 裁判官は、登録標章の明白な複製又は模造の場合は、偽造又は模造の標章を付したすべての商品、製品、物品、包装、ラベル及びその他について押収の判断を下すことができる。

第210条

利益の損失は、次の基準の内、被侵害者にとって最も有利なものを使用して決定される。

(I) 侵害が生じていなければ被侵害者が得たであろう利益

(II) 権利の侵害者が得た利益、又は

(III) 侵害者が、侵害された権利の所有者に対し、その権利の対象を実施するライセンスを許諾されていれば支払ったであろう対価

第6編 技術移転及びフランチャイズ

第211条

INPIは、技術移転、フランチャイズその他類似の契約を、それらが第三者に対して効力を有するようにするために、登録するものとする。

補項 本条にいう種類の契約登録申請に対する決定は、登録申請日から30日の期間内に与えられるものとする。

第7編 通則

第1章 審判請求

第212条

別段の規定が明示されている場合を除き，本法に定めた決定に対して審判請求をすることができ，その申立は60日以内にしなければならない。

- (1) 審判請求は，完全な停止及び移審の効果を以って受理されるものとし，第1審における審理に関するすべての規定が準用される。
- (2) 特許出願若しくは意匠登録出願の最終的却下を命じる決定，又は特許出願，追加証明書若しくは標章登録を承認する決定に対しては，審判請求をすることができない。
- (3) 審判請求についてはINPI長官が決定するものとし，それによってその行政手続は終了する。

第213条

利害関係人には，審判請求に対する答弁書を60日の期間内に提出するよう求めるものとする。

第214条

INPIは，審判請求書に述べられた議論を補足するために，要求事項を定めることができ，それらが60日の期間内に満たされるよう求めるものとする。

補項 前記の期間が満了したときは，審判請求についての決定が行われる。

第215条

審判請求についての決定は，最終決定であり，これに対しては，行政手続による不服申立をすることはできない。

第2章 当事者による手続

第216条

本法に定めた手続は，当事者又は正当な資格を有する代理人がしなければならない。

- (1) 委任状の原本，謄本又は認証副本はポルトガル語によるものでなければならないが，領事認証又は署名の公証人認証は，免除される。
- (2) 委任状は，通知又は要求の有無に拘らず，手続の当事者が最初に手続をした日から60日以内に提出しなければならない。提出しなかったときは，その手続を却下するものとし，特許出願，意匠登録出願又は標章登録出願については，最終的に却下とする。

第217条

海外に住所を有する者は，ブラジルに居住する正当な資格を有する代理人を恒久的に維持しなければならない。代理人には，召喚の受諾を含め，行政及び司法手続に関して本人を代表する権限を付与する。

第218条

申請は、次の事情においては、認められない。

- (I) 法定期間後に提出されたとき、又は
- (II) 該当する手数料がその提出時に必要な金額で納付されている旨の納付証明書が添付されていないとき

第219条

申請、異議申立又は審判請求は、次の事情においては、認められない。

- (I) 本法に定めた期間後に提出されたとき
- (II) 法的根拠を欠いているとき、又は
- (III) 該当する手数料の納付証明書が添付されていないとき

第220条

INPIは、当事者による行為を利用して、可能な限り、要件を充足するものとする。

第3章 期限

第221条

本法に定める期限は継続するものとし、それが経過したとき、手続をする権利は自動的に消滅する。ただし、当事者が、手続をしなかったことについて正当な事由があることを証明したときは、この限りでない。

- (1) 正当な事由とは、当事者が手続をすることを妨げた、当事者の制御外にある不測の事態とみなされる。
- (2) 正当な事由が認められたときは、当事者は、INPIによって当事者に認められた期間内に、手続をしなければならない。

第222条

期限の計算においては、初日は算入せず、満了日は算入する。

第223条

期間は、INPIの公式な伝達手段である公告によって通知が行われた後の最初の就業日からのみ適用されるものとする。

第224条

本法に特段の定めがない場合は、手続をするための期間は60日とする。

第4章 期限

第225条

産業財産権に生じた損害を求償する訴訟の出訴期限は、5年である。

第5章 INPIの行為

第226条

INPIが産業財産権に関する行政手続において行った行為は、公式の伝達手段による公告のみにより効力を生ずる。ただし、次の事項は、この限りでない。

- (I) 本法の規定に基づく通知又は公告を必要としていないことが明らかな決定
- (II) 行政上の決定であって、手続の関係当事者に対して、郵便その他の方法で通知されているもの、及び
- (III) 手続の当事者が知る必要のない庁内部の意見及び指示

第6章 分類

第227条

第1編、第2編及び第3編の対象に関する分類は、ブラジルにおいて効力を有する国際条約又は協定によって定められていないときは、INPIにより定める。

第7章 手数料

第228条

本法に規定した業務に対しては手数料が課せられるものとし、その金額及び徴収方法は、INPIを管轄する連邦行政機関の長によって定められる。

第8編 経過規定及び最終規定

第229条

本法の規定は、係属中の全ての出願に適用される。ただし、その保護対象が化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、食用及び医薬用の物質、材料、混合物又は製品、あらゆる種類の医薬品並びにそれらを取得又は変性するそれぞれの方法であり、かつ、この法律の第230条及び第231条に規定する権利を行使しなかった、1994年12月31日までに提出された特許性のある出願を除外し、当該出願はその旨に基づいて拒絶するべく、INPIは拒絶査定を通知するものとする。

補項 本法に規定する特許性の基準は、1995年1月1日から1997年5月14日の間に提出された医薬品及び農業用化学製品に関する出願に適用される。また、特許が付与された時点で保護が保証され、その保護は、ブラジルにおける出願の有効日又は該当する場合は優先権の日から起算して第40条の冒頭に定める期間に限定して残りの期間を確保するものとする。

第229A条

方法に係わる特許出願であって、1995年1月1日から1997年5月14日までの間に提出され、1971年12月21日法律No.5.775第9条(c)による保護が与えられなかったものは、拒絶されたものとみなし、INPIは、これらの拒絶とみなされた出願を公告するものとする。

第229B条

製品に係わる特許出願であって、1995年1月1日から1997年5月14日までの間に提出され、1971年12月21日法律No.5.772第9条(b)及び(c)による保護が与えられず、出願人が第230条及び第231条に規定した権利を行使しなかったものについては、2004年12月31日までに本法の規定に従って決定を行うものとする。

第229C条 廃止

第230条

ブラジルにおいて効力を有している条約又は協定によって保証されている保護を享受している者は、化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、食用並びに医薬用の物質、材料、混合物又は製品、あらゆる種類の医薬及びそれらを取得又は変性するそれぞれの方法に関して、特許出願を提出することができ、その場合は、その出願には、外国における最初の特許出願の出願日を付与するものとする。ただし、この規定は、その対象物が、特許権者の直接の行為又はその同意を得た第三者によって、如何なる市場にも出されていないこと、及びブラジルにおいて第三者が出願又は特許の対象を実施するために真剣、かつ、有効な準備をしていないことを条件とする。

(1) 出願は、本法の公布日から1年の期間内に提出しなければならず、その出願には、外国において提出した最初の出願の日付を表示しなければならない。

(2) 本条に基づいて提出される特許出願は、自動的に公告するものとし、利害関係人は、その出願が本条「冒頭」の条件を満たしているか否かについて、90日の期間内に、介入する

権利を有する。

(3) 本法の第10条及び第18条を害することなしに、また、本条に規定した条件が充足され、かつ、最初の出願を提出した国における特許の付与が証明されたときは、原出願国において付与されたものと同じ特許をブラジルにおいて付与するものとする。

(4) 本条に基づいて付与される特許には、ブラジルにおける出願日を起算日とし、第40条に規定した特許期間を限度として、最初の出願を提出した国における残存保護期間が付与されるものとする。同条補項の規定は適用されない。

(5) 化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、食用並びに医薬用の物質、材料、混合物又は製品、あらゆる種類の医薬及びそれらを取得又は変性するそれぞれの方法に関する特許出願であつて、いまだ係属している出願を有する出願人は、その係属中の出願を放棄する旨の証明書を添付して、本条に定めた期間内及び条件に基づいて、新たな出願を提出することができる。

(6) 本条に従つて提出された出願及び付与された特許には、妥当な場合には、本法の規定を適用する。

第231条

ブラジル国民又はブラジル国内に住所を有している者は、前条に規定した事項に係わる特許出願を提出することができ、その出願には発明についての開示日が与えられる。ただし、この規定は、その対象物が特許権者の直接の行為又はその特許権者の同意を得た第三者によつて、如何なる市場にも出されていないこと、及びブラジルにおいて第三者が特許出願の対象を実施するために真剣、かつ、有効な準備をしていないことを条件とする。

(1) 出願は、本法の公布日から1年の期間内に提出しなければならない。

(2) 本条に基づいて提出された特許出願は、本法の規定に従つて処理する。

(3) 本条に基づいて付与される特許は、その存続期間として、ブラジルにおける出願日を起算日とし、発明の開示日から20年の残存保護期間が付与される。

(4) 前条に規定した事項に関し、いまだ係属している出願を所有する出願人は、その係属中の出願を放棄する旨の証明書を添付して、本条に定めた期間内及び条件に基づいて、新たな出願を提出することができる。

第232条

化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、食用並びに医薬用の物質、材料、混合物又は製品、あらゆる種類の医薬及びそれらを取得又は変性するそれぞれの方法に関し、旧法制の規定に基づいて行われている生産又は使用は、それらのものが、ブラジルに対して効力を有する条約又は協定に従つて、他国における製品特許又は方法特許によって保護されている場合であっても、本法承認前に存在していた同一の条件に基づいて継続することができる。

(1) 本条に準拠してブラジルにおいて生産される製品又は使用される方法に関しては、遡及的な又は将来における如何なる価値の又は如何なる理由の請求も認めないものとする。

(2) 同様に、本法施行前に、本条に規定した製品又は方法を実施するために多額の投資が行われている場合、他国において製品特許又は方法特許による保護が行われている場合であっても、前項に規定したとおり、如何なる請求も認めないものとする。

第233条

宣伝文言及び標識についての登録出願並びに周知性宣言を求める申請は、最終的に却下されるものとする。また、既に付与されている登録及び宣言は、その残存期間について効力を有するが、更新は認められない。

第234条

1971年12月21日法律No.5.772第7条に規定した優先権の保証は、如何なる現行の期限が満了するまで、出願人に保証される。

第235条

1971年12月21日法律No.5.772に基づき認められたすべての現行期限は、保証される。

第236条

1971年12月21日法律No.5.772の施行時に提出された工業用ひな形出願及び意匠特許出願は、自動的に意匠登録出願と称され、すべての法的効力において、公告は既に有効とみなされる。

補項 意匠登録出願に変更された出願において、手数料納付は、5年期間手数料を計算する上で、考慮される。

第237条

第111条の規定は、1971年12月21日法律No.5.772に従って既に審査を受けた、工業用ひな形出願又は意匠特許出願には適用しない。

第238条

1971年12月21日法律No.5.772の施行時に提出された審判請求は、同法の規定に従って決定する。

第239条

政府は、INPIの財政的及び行政的自治を確保するために必要なすべての改革を進める権限を有する。INPIは、次の事項を実施する権限を有する。

- (I) 公開競争の方法によって、技術職及び行政職の職員を雇用すること。
- (II) INPIを管轄する省の承認を得ることを条件として、職員の給与表を定めること。及び
- (III) INPIを管轄する省の承認の対象となる基本的組織及び内部規則を提案すること

補項 本条の適用によって生じる経費は、INPI自体の資金から支出するものとする。

第240条

1970年12月11日法律No.5.648第2条は、次の表現に言い換えるものとする。

「第2条 INPIの主たる目的は、産業財産権の社会的、経済的、司法的及び技術的機能を規制する規範を全国的に実施すること、及び産業財産権に関する条約、協定、協約及び合意の調印、批准及び破棄についての利便性を表明することである。」

第241条

司法機関は、知的所有権に関する問題を解決するための特別法廷を設立する権限が与えられる。

第242条

政府は、必要なときは常に、MERCOSUL(南米南部共同市場)の構成国が採択する産業財産権政策と本法との調和を促進することを目的とする法案を国会に提出するものとする。

第243条

本法は、第230条、第231条及び第239条に含まれる事項に関して本法の公布日から、それ以外の条項に関しては本法の公布日から1年が経過したときから施行する。

第244条

1971年12月21日法律No.5.772, 1976年7月7日法律No.6.348, 1940年12月7日法律No.2.848 第187条から第196条まで, 1945年8月27日法律No.7.903第169条から第189条まで, 及び本法に抵触する他の規定を廃止する。